

(申請先) 茨木市長

## 茨木市災害情報自動配信サービス登録（変更・解除）申請書

茨木市災害情報自動配信サービスの登録について、利用規約（裏面）に同意し、インターネットを利用しない（できない）ため、次のとおり申請します。

<b>申請区分</b> ※いずれか1つだけに○を記入してください。	新規	変更	解除
ふりがな			生年 月日
氏名			年 月 日
住所又は所在地	茨木市		
希望伝達手段 ※どちらか1つだけに○を記入してください。	電 話（番号： — — ）		
	F A X（番号： — — ）		
配信希望情報 ※配信を希望する災害情報に○を記入してください。 (複数選択可)	① 河川洪水を対象とした避難指示等の避難情報		
	② 土砂災害を対象とした避難指示等の避難情報		
	③ その他の緊急情報		
登録理由 ※該当する要件1つだけに○を記入してください。	① 65歳以上の単身高齢者		
	② 65歳以上のみ高齢者世帯の代表者		
	③ 避難行動要支援者		
	④ 地区連合自治会長・自主防災組織の会長 (団体名： )		
	⑤ 要配慮者利用施設の施設管理者 (施設名： )		
	⑥ 国道171号以北の土砂災害警戒区域を含む小学校区の 単位自治会長 (自治会名： )		
申請代理人 ※本人による申請の場合記入は不要です。	氏名		
	住所		

※「登録理由」の③は、下記のいずれかの要件に該当する人です。(施設入所や長期入院者を除く。)

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、その障害の程度が1級又は2級の者
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、その障害の程度が1級又は2級で単身世帯の者
- (3) 療育手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が重度（判定結果A）の者
- (4) 要介護認定の審査判定区分が要介護3、4又は5の者
- (5) 同居者のみでは避難が困難な者等のうち、市長が支援の必要を認めた者

※「登録理由」の④、⑤又は⑥に該当する人については、インターネットの利用の有無を問いません。

## 【注意事項】

- 1 登録時に試験配信を行いますので、あらかじめご了承ください。
- 2 電話・FAXは右記の番号から発信します。 番号：0570-095-999
- 3 電話による配信は、メッセージの最後に「#」ボタンを押すことで受信を確認します。  
ボタンを押さない場合、合計3回、繰り返し配信されますのでご注意ください。

## 茨木市災害情報自動配信サービス利用規約

(趣旨)

1 この利用規約（以下「本規約」という。）は、茨木市（以下「市」という。）が提供する災害情報自動配信サービス（以下「本サービス」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

2 本規約は、市及び本サービスの利用者（以下「利用者」という。）に適用するものとする。

(本サービスの変更、中断又は停止)

3 市は、電話回線設備、システム障害、メンテナンスその他やむを得ない事由が生じた場合に限り、利用者に通知することなく本サービスの内容を変更、中断又は停止することができるものとする。

4 市は、本サービスの変更、中断又は停止により、利用者又は第三者に生じた損害については、市はその責任を負わないものとする。

(本サービスの終了)

5 市が本サービスを終了すると決定した場合は、市は利用者にあらかじめ終了する旨を通知したうえで、本サービスの提供を終了できるものとする。

(利用上の注意事項)

6 市は、本サービスから配信する情報の完全性、正確性、有用性などについて、明示的又は黙示的を問わず、利用者に対していかなる保証を行わないものとし、利用者は本人の判断と責任において本サービスを利用しなければならない。

7 本サービスは、利用者の特定の目的に適合することを保証するものではない。

8 電話回線の負荷状況などにより、本サービスに係る災害情報の配信が遅れる場合又は配信ができない場合がある。この場合において、市は、当該配信情報の再送信は行わないものとする。

9 市は、宛先不明などにより、複数回にわたって配信できなかった電話番号などの登録内容について、利用者に通知することなく削除できるものとする。

10 利用者が本規約に違反した場合又は違反行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、市は利用者に予告することなく、登録の削除などの措置をとることができるものとする。

11 市は、休日、祝日や夜間、早朝等に関わらず、本サービスにより災害情報を配信することがある。

(禁止事項)

12 利用者は、本サービスが配信した内容の全部又は一部を、市の承諾を得ず複製配布、放送及び商業目的で二次利用することはできない。

13 利用者は、本サービスにおける配信情報の内容を利用して、第三者に迷惑をかける行為又は不利益を被らせる行為をしてはならない。

(損害賠償)

14 利用者が本規約に違反し、市、本サービス提供事業者及び第三者に損害を与えた場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

15 市は、利用者が本サービスを利用することによって生じた直接的、間接的又は結果的に被ったいかなる損害に対して、その責任を負わない。

16 利用者が虚偽の登録を行い、第三者に対して損害を与えた場合、市はその責任を負わない。

(規約変更)

17 市は、事前に通知なく、本規約を変更できるものとし、利用者はあらかじめこれを承諾するものとする。

18 本規約が変更された場合は、変更後の内容が直ちに適用される。